

所得税と市・県民税

申告は3月17日まで

3月17日(木)までは、所得税の確定申告書の提出・納付と、市・県民税の申告期間です。申告期限間際は大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

なお、確定申告は申告内容によつては、市主催の申告書作成相談会場では受け付けできないものもあります。要件を確認のうえ、間違いないように申告してください。

所得税の確定申告は 柏税務署へ

【対象者】次のいずれかに該当する方

- ◎事業所得や農業所得、不動産所得などのある方
- ◎土地、建物、株式などの譲渡所得のある方

- ◎給与所得があり、次のいずれかに該当する方：①給与収入額(年収)が2千万円を超える方、②給与を1か所から受けていて給与所得以外の所得が20万円を超える方、③給与を2か所以上から受けていて、主でない給与の収入額と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方、④住宅借入金等

特別控除、雑損控除、医療費控除などの控除を受けようとする方、
⑤パート・アルバイトや中途退職などで勤務先で年末調整をしていない方

◎給与所得者以外で、所得税を納めていて、還付を受けようとする方など

※申告と納税の期限を過ぎると、本税のほかに加算税や延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

【柏税務署の駐車場】4月上旬まで使用できません

【郵送による提出】所得税の確定申告書を郵送で提出する場合は、直接柏税務署へ送付してください。控えが必要な方は、住所・氏名を記入した返信用封筒に切手を貼り、同封してください

◆ホームページでの申告書作成

国税庁のホームページを利用して、所得税の確定申告書を作成することもできます。

詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

◆インターネットで申告

公的個人認証サービスの電子証明書付の住民基本台帳カード(市民課で交付)をお持ちの方は、自宅や事務所からインターネットを通じて確定申告ができるe-Tax x(イータックス・国税電子申告・納税システム <http://www.e-tax.go.jp>)をご利用いただけます。



時間を気にせず自宅から

市・県民税申告書の 作成相談会も

【日程と会場】3月17日(木)まで(土・日を除く)、中央公民館、関宿コミュニティ会館(いちいのホール4階)

【相談時間】9時～正午と13時～15時30分(事前予約は不要)

※混雑状況により、予定より早く受付を終了する場合があります。

【収入の申告が必要な方】平成20年1月1日に野田市に住所があり、

- ◎所得税は生じないが、収入のある方
- ◎勤務先から市に給与支払報告書

が提出されない方

◎平成19年分の所得税が減り、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)が控除しきれない方

【収入のない方で申告が必要な方】

市・県民税の申告は、国民健康保険税などの算定資料となるほか、児童扶養手当・幼稚園就園奨励費補助金の受給や、市営住宅に入居申請をする場合に必要になることがあります。

また、遺族年金・障害年金などの非課税所得だけの方や収入がない方なども、「所得変動に伴う市・県民税の減額措置」の適用を受ける場合に必要となりますので、申告(収入0円)してください

【申告の必要ない方】税務署に所得税の確定申告を提出(予定も含む)した方や、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方で、その内容に変更のない方

【申告に必要なもの】給与や年金の源泉徴収票(原本)、報酬等の支払調書(原本)、生命保険・地震保険の控除証明書(原本)、国民年金保険料の控除証明書か領収証書の原本(添付が必要)、国民健康保険税の納付書など支払額の間接収入の、その他収入金額や必要経費の分かる書類、印鑑、黒のボールペン、電卓など

【郵送などによる提出】申告会場

での相談は例年大変混雑しますので、申告書を作成できる方はご自身で作成のうえ、添付資料と一緒に市役所課税課へ郵送か申告会場に提出してください。

なお、郵送で提出される場合に控えが必要な方は、住所・氏名を記入した返信用封筒に切手を貼り同封してください。

◆確定申告書の受付

給与収入のみの方で年末調整をされていない方や年金収入のみの方、医療費控除を受ける方の所得税の確定申告は、市主催の申告書作成相談会でも相談を受け付けています。

ただし、事業所得・農業所得・不動産所得のある場合で、収支内訳書・決算書などが完成していない方や初めて住宅ローン控除の適用を受ける方、譲渡所得や損失のある方は、受け付けできませんので、直接柏税務署に申告してください。

なお、所得税の確定申告書は、すべて記載の終わったもの限り、市役所課税課窓口や市・県民税申告会場で3月17日(木)までお預かりしますが、内容の確認は行いませんので、記入漏れや添付資料漏れなどに十分ご注意ください。

【問合せ】市・県民税のことは課税課市民税係、所得税のことは柏税務署 ☎7146-2321